

浅口市議会平成29年第4回12月定例会

桑野和夫議員質問と当局答弁

平成29年第4回12月定例会 - 12月05日-03号

P.57

◆8番(桑野和夫) それでは、質問をさせていただきます。
まず初めに、待機児童と育休退園についてお聞きをします。
昨年、「保育園落ちた日本死ね」という1通のメールが話題になりました。今年度、浅口市で保育園落ちた人がいるかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

P.57

◎教育次長(榎田忠) 待機児童のお尋ねでございます。
保育園を落ちた人というお尋ねなんですけど、正確にどういうお尋ねかあれなんですけど、現在のところ待機児童は浅口市では今おりません。

P.57

◆8番(桑野和夫) 待機児童はいないというお話でしたが、保護者の中の意識としては、保育園落ちたという人がいるんじゃないかというふうに私は思っております。具体的にお聞きをします。
まず、浅口市での待機児童と保留児童の定義についてお知らせをください。

P.57

◎教育次長(榎田忠) 待機児童と保留児童についてのお尋ねでございます。
先ほど落ちたという話もございましたが、保育園に入所をされる時に希望を第1希望、第2希望、第3希望、第4希望と出させていただきます。どこでもいいから、例えば第1が無理なら第2でもいいと、今働いているのでそこを探していきたいということであれば、御紹介をさせていただきます、第1希望も当然落ちた方はおられます、それは。ですけど、第2希望でもよろしいという方は、入っていただいております。
保留児童というのを言われましたが、自分としては第1希望を希望して、ただ第2希望は入りませんと、あくのを待ちますという方がおられます。そういう方は保留児童、保留になるということになります。よろしいでしょうか。

P.58

◆8番(桑野和夫) 具体例についてお聞きをしたいと思いますけど、第1希望の保育園に入れずに、不本意ながら他の保育園に入ったのは、これは先ほどの説明によると待機児童ではなくて保留児童なんですか。これはどうなんですか。

P.58

◎教育次長(榎田忠) 不本意ながらと、その辺の表現はいろいろとあるところだと思います。第1希望でできなくて第2希望に入れたという場合は、入れましたので、これはカウントとして待機児童にも保留児童にもカウントされません。入られたわけですから。

P.58

◆8番（桑野和夫） それから、希望した保育園に入れずに、家へ誰も保育する人がいないので、不本意ながらお母さんが仕事をやめて保育をする、これは待機児童でしょうか、保留児童でしょうか。

P.58

◎教育次長（榎田忠） 仮定のお話なんですけど、入れるところがなくて、お母さんがやめたと、浅口市の場合は今どっかだったら入ってくださいというのは入れる。だから、待機児童ゼロにはなっているんですけど、仮定のお話をされたんですけど、それはその場合はお母さんが求職を当然されてますので、待機児童とか保留児童になります。どっちかというのは、お母さんがどの園でも希望しているのに入れないという場合は、求職活動していますね。だから、今のお尋ねだと、それは待機児童。一つ、ここしかいけません。すぐ隣の例えば第1希望しか行きません。だけど、私はそこへ預けられないので、仕事をやめましたというんだったら保留児童になります。

P.58

◆8番（桑野和夫） では、もう一例お聞きします。

希望した保育園に入れなかったので、不本意ながら近くにいる実家のお母さんに、自分のお母さんのところに毎日連れて行って、子供を見てもらう。その場合は待機児童でしょうか、保留児童でしょうか。

P.59

◎教育次長（榎田忠） その場合も、先ほど申しました本人が仕事をやめて子育てをしようが、実家の、今お母さんと言われましたか、お母さんに預けてしようが一緒でございませぬ。保留児童か待機児童か、先ほどの区分けのほうにカウントされます。

P.59

◆8番（桑野和夫） 結局、待機児童という概念が少し狭くなってきているんじゃないかというふうにはここ数年思うんです。浅口市での保留児童の数はどれぐらいおられますか。

P.59

◎教育次長（榎田忠） 保留児童は、現在17人。年度当初3人でございました。1度議会でもお答えをしたんですが、年度の途中でふえております。

P.59

◆8番（桑野和夫） 現在17人ということですが、結局、「保育園落ちた」というメールから1年ぐらいたちましたけれども、多くの自治体が行った最大の仕事は、待機児童という名前から保留児童という名前に言いかえるなどして待機児童を少なく見せる、こういう措置だったと思うんですけども、浅口市はそうではありませんか。

P.59

◎教育次長（榎田忠） マスコミ報道等とかでよく最近保留児童というのは、隠れ待機児童ではないかというふうなことを言われる場合もございます。そのことについては十分承知をいたしております。一般論で今そういう議論がございませぬ。自治体によっていろいろな状況が違ふと思います。例えば広いエリアの市では、第2希望とか第3希望とか第4希望とかということ、例えば市内でも大きな市のエリアがあると離れたところを紹介される。

これは保留児童に入れると、それはもう実質行かれないような遠いところを紹介されたら、それは待機じゃないだろうかという議論が当然出てまいりますので、そういう場合はいかがかかと、全部を保留児童に入れるのは、今の隠れ待機児童ではないだろうかという議論があるのは十分承知をいたしておるところですが、国の基準からいきますと、浅口市は幸いにして狭いエリアの中に受け入れ施設がたくさんございますので、その基準からいくと浅口市は何十分もかかるような遠くのところをたとえ第2、第3とかでも紹介しているわけではございませんので、それはもうすぐ隣の5分以内がいいというようなお気持ちは十分理解しているんですが、基準的に考えますと、待機児童ではなくて保留児童のほうにさせていただいているということでございます。

P.60

◆8番(桑野和夫) 教育長にお聞きしたいと思いますが、待機児童と言おうが、保留児童と言おうがどちらでもいいんですけども、実際に保育園の問題で困っている人を救う、それが行政の役割だと思いますがそういう点で真に待機児童や保留児童をなくしてほしいと思いますが、そのあたりどうお考えでしょうか。

P.60

◎教育長(中野留美) 子育て、それから保育、教育っていう幼児期の大切なものについては、今後ともしっかりとやっていきたいと思っておりますので、全体の状況を見ながら入れる状態をつくっていくというふうに計画してまいりたいと思っております。

P.60

◆8番(桑野和夫) ぜひよろしくお願ひします。
質問を変えます。

ことしの夏、私のところに1通の投書が参りました。その投書の主は夫婦と子供2人の4人家族のお母さんでありまして、浅口市が非常に便利なところなので3年前に移住をしてきたようであります。その投書には、育休退園についてそのお母さんがママ友から聞いた話が書かれておりました。それは、例えば年子の子供を自宅で日中一人きりで見ることになり、地獄の毎日だった。そしてまた、子供の生活リズムが狂った。復職まで保育園を休んだことで再通園となったとき、保育園になれさせるのに苦労した。それから、保育園を退園させられるので、産み控えをした結果高齢出産となり苦労した。こういうお話を聞いたそうではありますが、その上でお聞きしますが、育休退園とはどういう制度か、また現在の状況についてお知らせください。

P.60

◎教育次長(榎田忠) 育休退園についてお尋ねでございます。

御承知だと思いますが、保育園などに子供が入所しているとき、次の子供を出産して育児休業を取得された場合、これは家庭での保育が可能となるため、原則として退園となります。そういうことを指しております。

ただし、国の基準では、次年度に小学校へ就学を控えている場合、これは上のお子さんです、上のお子さんがですから5歳という、幼稚園、小学校と継続的に教育を進めたほうがよろしいと、望ましいということで、その場合は継続入園が可能としております。浅口市では、国の5歳の基準に加えて、独自に4歳児にまで拡大して継続入所を認めております。ですから、4歳、5歳は退園をしなくていいということになっております。

さらに、次のお子さんを出産してから6カ月、年子で非常に大変だと、乳飲み子を抱えて上の子もまだ小さいということの場合がございますので、出産から6カ月を経過する日の属する月の月末、単純に言うと6カ月ぐらひは継続で入所をしていただくということに決めております。

それからまた、これは特別になるんですけど、保護者の健康状況とか子供の発達環境とか、変化が好ましくないという特殊な事情がある場合は、当然保育所の継続入所が可能と

なっておりますので、そういう対策を浅口市ではとっております。

P.61

◆8番（桑野和夫） 制度はわかりましたが、育休退園の現在の数を教えてください。

P.61

◎教育次長（榎田忠） 今年度、育休の退園者数は6人となっております。

P.61

◆8番（桑野和夫） 浅口市の制度について、5歳だけでなく4歳にも拡大した点、あるいは下の子が生後2カ月となると育休退園させていたものを今年度からは半年に延ばした点、こういう点は評価をしたいと思います。

先ほどの投書であります。このお母さんの話は、最後に次のようにまとめてありました。私もそうですが、子供を保育園に預けて働く家族は、双方の親から支援を得るのが難しい状況にある人が多いです。ワンオペ育児やネグレクトが問題になっている昨今、子育て支援に力を入れるお気持ちがあるのなら、育休退園は廃止をしてほしいと強くそう思います。このように書かれておりましたが、廃止についてはどうお考えでしょうか。

P.61

◎教育次長（榎田忠） 議員さんがおっしゃいますように、本当に小さな子供さんを複数抱えて子育てに臨んでおられる御両親は大変だと思います。育休退園をなるべく緩和をするという方向は毎年検討いたしておりまして、市長ともよく相談をして今年度6カ月に延長したところがございます。これを全部すぐもうよろしいというようになりますと、実際に今度は働いてお母さん方の、先ほども議員さんがお尋ねになった待機児童との兼ね合いがございます。ですから、どちらを優先するかという政策判断になるかと思っておりますので、今後とも必要な数、それから受け入れの態勢、それを十分見ながらこういうふうに決めたからこうするんだということではなくて、随時市長ともよく相談しながらよい環境に努めたいというふうには思っております。

P.62

◆8番（桑野和夫） 検討をしていただけるということではありますが、この制度、もともと待機児童がない自治体では余りこういうことはされません。待機児童などがある場合に、それを解消するための方法として用いている自治体があるというふうに思います。私は、待機児童か育休退園かどちらかでなく、どちらもなくす方向で努力をしてほしいと思います。ぜひ引き続き御検討をお願いしたいと思います。

市長にお聞きしますが、待機児童や育休退園による親の不安は少子化になる原因の一つになると思います。保育園問題での根本的な解決のためには、認可保育所をふやすこと、そして保育スペースがありながら保育士が足りない場合にそれを解消するために保育士を確保することが大事だと思いますが、そういう点も含めて全体としてのご見解をお聞きしたいと思います。

P.62

◎市長（栗山康彦） それでは、待機児童、育休退園等についてお答えをさせていただきます。

現在、浅口市では、待機児童は部長が申しましたようにおりません。これは、平成28年度の寄島こども園の開園あるいは平成29年度の六条院こども園の開園に加え、昨年、金光学園幼稚園がこども園に移行したことなどにより保育の受け皿が拡大したものであります。また、民間のはちまんこども園を浅口市に誘致したことも待機児童の解消につなが

ったと考えております。

次に、育休退園につきましては、次の子供を出産して育児休業を取得した場合に出産日から6カ月を経過する日の属する月の末日まで継続して入所できるように本年4月に拡大をいたしました。この6カ月の継続入所につきましては、保護者の皆様からの要望もありまして、これまで2カ月であったものを6カ月に拡大するように私が指示をいたしましたものでございます。

しかし、議員が先ほど言われましたように、いろいろな受け入れ側、保育士の問題、これ全国的な大きな課題となっております。しかしながら、これからも限られた予算の中で子育て、そして共働きしやすい環境づくりに向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

P.63

◆8番（桑野和夫） 子供は基本的には誰もが心身ともに健やかに生まれ、育てられる権利を持っておると思っています。人権として保障するという事は、自己責任や助け合いではなく、国と地方自治体が国民に対して責任を持つということだと思っておりますので、そういう点で一層浅口市で子育て支援が充実するよう期待しまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、市内の中小企業と地元商店の動向についてお聞きをしたいと思います。

私は、経済の面で元気な浅口市にしていくためには、企業誘致も一つの方法であり、否定をするものではありませんが、地元にある中小企業や商店が疲弊をしないで、元気になっていく、これも大事だと思います。それは、地域に雇用を生み出す一つの要素にもなってくると思っています。

その上でお聞きしますが、市内の中小企業と商店などの動向について統計上どうなっているのかお聞きをしたいと思います。

P.63

◎産業建設部長（松田勝久） それでは、市内の中小企業と商店等の動向という御質問にお答えをいたします。

これは、国の経済センサス活動調査というもので、平成24年と28年の結果がございします。これにより市内の全産業の事業者数と従業員数について動向をお答えをいたします。

まず、市内の事業者数でございますけれども、平成24年の1,049から平成28年には988と61の減となっております。また、従業員数は、24年が9,621人に対しまして、28年では9,174人と、こちらも447人の減と、こういうふうになっております。これ、参考まででございますけれども、浅口の商工会に加盟しております会員数で比較いたしますと、平成24年度末の市内の会員数が706に対しまして、28年度は682と、こちらも24の減少ということになっております。

続きまして、商店等の動向についてでございますけれども、経済センサス活動調査における浅口市内の卸売業、小売業の事業者数は、平成24年で308、28年では301と、これは7の減となっております。こちらも浅口の商工会の卸売業、小売業についてですけれども、市内の会員数は24年度末で201、それから28年度で190と、11の減と、こうなっております。

以上です。

P.64

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。

さまざまな統計で減少しているということが数字の上でも明らかになりました。これは実際地域を歩いてみてもそんな感じがしまして、例えば金光駅前でも何店か廃業、休業しておりますし、それは寄島や鴨方でも同じような傾向があるんだろうというふうに思います。

この原因は、1つは大型店の進出があると思っておりますし、国による中小企業の支援策が脆

弱な面もあるんだと思いますけども、この辺についてはどうお考えかよろしくお願ひします。

P.64

◎産業建設部長（松田勝久） 議員さんのおっしゃるのように、もう同感だと思います。大型店の進出が一つ大きな理由に上げられるのかなと。それと、実際に消費者の購買の仕方が変わったのかな。具体的に言いますと、車だよそに出かけるのが比較的簡単になる、それからもっと大きいのは、インターネットというのがあるのかなあと、私は思っております。それに加えまして、これはもう全体的に全てに通じると思うんですが、少子高齢化と後継者不足、こういうことかなあと思っております。

以上です。

P.64

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。

では、地域の業者を応援するための制度はどんなものがあるのか、それから今後そういう支援策について検討されているものがあれば、お示しをしてほしいと思います。

P.65

◎産業建設部長（松田勝久） 支援策でございます。

現在、実施しています支援策ですけども、まず融資関係で申し上げますと、小規模企業対策資金保証融資制度、これは資金の保証の融資のほうでございます。それから、中小企業の設備資金利子補給制度がございます。それから、補助制度ということでは、これは平成27年度から頑張る中小企業を応援するために中小企業成長支援事業補助制度というのを創設をいたしました。この事業内容でございますけども、特許権、実用新案権、意匠権の出願を行う産業財産権取得事業、それから販路開拓を目的として展示会等へ出展する販路開拓事業、もう一つ従業員等の能力向上を図るための研修等を受講させる人材育成事業の3つの事業の、これは必要経費に対しまして補助率が2分の1、限度額10万円でございますけども、補助金を交付をいたしております。

それから、これらのほかにも、これは28年度に新天文台の建設を契機に、郷土愛あふれる土産物開発を進める事業者に対しまして、開発経費の一部を補助する浅口市土産開発支援事業を実施いたしました。4つの土産物開発の支援をいたしております。ここで開発された商品、それから地域の特産品につきましては、商談会や物産展などに積極的に出店しているほかに、今回、岡山天文博物館のリニューアルで開設する館内販売所において販売を予定しているなど、販路拡大にもそういう支援に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

（「クーラー要らんけえ暖房にして」の声あり）

P.65

◆8番（桑野和夫） 支援策については引き続き拡充をしてほしいと思います。

それから、地域の商店でありますけど、これから高齢化が進んでいきますと、いわゆる買い物難民という方がふえる可能性があります。地域を考える場合に、住民がそこに住み続けられるかどうか、そしてまた一人一人が元気に暮らせるかどうか、これが一つの大きな指針になると思いますが、そういう観点からも地域の商店を支援してほしいと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。小売商店。

P.66

◎産業建設部長（松田勝久） 先ほど補助制度があると申し上げました。これ、地域の商店も対象でございます。商店の方が、製造されてる人なんかも含めまして、どこかに出店

して販路拡大を図ろうとか、そういうものに対してもちゃんと支援を行っております。現在の制度を十分生かしていきたいなあと、こう思っております。

P.66

◆8番（桑野和夫） それでは、質問を変えます。

中小企業振興条例についてお聞きをします。

この条例は、地域経済を担う中小企業の役割を明確にして、自治体はその施策に責任を持つという地域づくりのための条例であります。私はこれまでこの条例の制定について何回か質問してきましたが、この間どのように検討されてきたのか、まずお聞きをしたいと思います。

P.66

◎産業建設部長（松田勝久） 中小企業の振興条例についてでございます。

27年3月だったと思いますが、定例会の一般質問で議員さんから質問をされております。そのときに効果等引き続き研究すると、こう申し上げております。その経過でございますけれども、この条例の制定の状況でございますが、ことし4月現在で全国では43の都道府県、それから約300の市区町村が同様の条例を制定をいたしております。県内では、岡山県、それから岡山市、総社市が制定しております。それから、津山市、新見市が現在制定に向けて検討中であると、こう聞いております。

また、実は、これ一方で中小企業の約9割を占める小規模企業の振興施策体系の構築を趣旨といたしました小規模企業振興基本法というのが平成26年に制定されたことから、小規模企業をどのように位置づけるかと、こういう検討をしている自治体もあると聞いております。

以上でございます。

P.67

◆8番（桑野和夫） ぜひ引き続き他の自治体の研究もしながら実現に向けて前向きに検討してほしいと思います。

市長にお聞きしますが、企業誘致も大事ですが、育てる産業、育てる商店という理念でしっかり地元の企業を支援してほしいと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

P.67

◎市長（栗山康彦） それでは、中小企業振興についてお答えをさせていただきます。

浅口市が将来にわたり持続的に発展するには、中小企業の振興は大変重要であると思っており、これまで補助制度の創設や拡充等中小企業支援施策を実施してまいりました。

また、第2次浅口市総合計画におきましても、地場産業の育成と商工業の振興、重要な施策の柱と位置づけ、市内中小企業者の育成、経営支援策の充実強化を規定をいたしております。中小企業振興条例につきましても、近隣自治体の動向やその効果等を引き続き研究してまいりたいと思っております。今後も引き続き関係機関との連携をさらに深め、中小企業支援施策を充実し、中小企業の振興を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

P.67

◆8番（桑野和夫） しっかりと支援をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

P.112

◆8番（桑野和夫） 議案第58号の浅口市都市公園条例の一部を改正する条例について質問をします。

この条例で遙照山庭球場と、それからBMXコースの項を削除するという事で都市公園から外れるということですが、今後の活用の方法、活用の方向についてはどうお考えかお聞きします。

P.112

◎産業建設部長（松田勝久） 失礼いたします。

先ほど御質問の中に都市公園から外れるというふうに言われたと思うんですけども、実はそうではございません。都市公園の中の施設です。

このたびの条例の改正は、遙照山の総合公園の中にあるテニスコートとBMXのコースは、現在有料で利用する施設という位置づけになっております。だから、テニスコート使うのに有料で幾らで貸しますと、BMXのコースも有料でいく。有料で貸すという施設に関して外すということで、決して都市公園から外すというものではございません。有料施設ですと、当然それに限った目的ということになりますので、目的を多目的に使えるようにということでこのたびの条例がございまして。

それと、じゃあ、その後はどう使うのかというと、これは多目的に使わせていただきますので、都市公園内の施設としての利用を考えていくと、こういうことになります。

以上です。

P.112

◆8番（桑野和夫） わかりました。

BMXのコースですが、これは旧金光町時分に平成9年でしたか、つくったものでありまして、当時オープニングセレモニーをした後はほとんど活用されてない、こういうことで今はいわゆるペンペン草が生えてるという状態だと思うんですけども、これについて合併した後、利用促進といいますか、何らかの活用で検討されたことがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

P.113

◎産業建設部長（松田勝久） 利用の促進ということで検討したかということですが、少し所管が違いますが、都市公園の中の施設とすれば、BMXのコースと限られて位置づけがありますので、その他の利用というのが大変困難であったと、こういうことでございます。新しくいろんな方向で物事を考えていこうということで、このたび条例改正を出させていただいたと、要はいろんな方向で都市公園の施設として使えますという、こういう位置づけにしよう、ということでございます。

以上でございます。

P.113

◆8番（桑野和夫） 繰り返しになりますが、浅口市の責任はありませんが、今後しっかり活用できるように工夫してほしいと思います。これは要望で。